

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の制定について

1 提案理由

第7次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号））の施行により平成31年4月1日から児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の指定監査権限が千葉県から柏市に権限移譲されます。これに伴い、厚生労働省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）で定められている指定障害児通所支援事業所の人員、設備、運営等の基準を柏市が定める必要があるため提案します。

2 提案の内容

- (1) 放課後等デイサービス及び児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く）の面積基準及び設備基準を独自で定める。
- (2) (1)以外は厚生労働省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）に準じる。

3 独自基準の内容

放課後等デイサービス及び児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く）における基準を次のとおりとする。

(1) 面積基準

指導訓練室の広さを児童1人あたり3.3㎡以上とする。

(2) 設備基準

便所及び相談室を設けることを明記する。

4 施行期日（予定）

平成31年4月1日